

保育要領と幼稚園教育要領における幼小接続

今井 康晴

Connection between Kindergarten and Elementary School in Nursery School Guidebook and Kindergarten's New Course of Study

Yasuharu Imai

要旨

2017（平成29）年、幼児教育の根幹となる幼稚園教育要領が改訂された。今次改訂では、主要な項目として幼稚園と小学校の接続が重視され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を示すなど、幼児教育と小学校教育の新たな展開へと発展した。そこで本論文では、幼稚園教育と小学校教育の関連性に着目し、その要点として、戦後の幼稚園教育の根幹となる『保育要領－幼児教育の手引き－』と2017（平成29）年に改訂された『幼稚園教育要領』を中心に、小学校教育に関する記述に焦点をあて、その主旨や傾向などについて考察した。

キーワード

幼小接続、保育要領、幼稚園教育要領

はじめに

我が国の幼稚園教育は、1876（明治9）年に創設された東京女子師範学校附属幼稚園（現お茶の水女子大学附属幼稚園）から始まった。1872（明治5）年に学制が制定され、その中で6歳までの子どもが通うものとして「幼稚小学」が示されていた。しかし、小学校などと比べ、単独の勅令もなく「幼稚小学」は実現されることはなかった。大正期に入ると、園児数の増加や幼稚園不要論などの課題が指摘される中で、乱立する私立幼稚園の保育の質を確保すること、また幼稚園の地位の確保を目的に1926（大正15）年幼稚園単独法令として幼稚園令が制定された。以上の明治、大正期の幼稚園の在り方をふまえると、幼児教育に特化した考え方ではなく、小学校とも比較しても関心が薄いものであった。

そして1947（昭和22）年に「学校教育法」が公布され、幼稚園が学校教育機関の一つとして新たなスタートを切ることとなった。これに伴い幼稚園教育要領の前身となる『保育要領』が、1948（昭和23）年から公布された。1956（昭和31）年に公布された『幼稚園教育要領』は、従来の幼稚園、保育所、家庭を包括した内容から、幼稚園の教育課程基準を示し、指導上の留意点などが示された。この幼稚園教育要領から子どものための望ましい経験として「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画製作」の6つが設定され、小学校における教科教育を踏まえつつ、幼稚園教育の基本となった。

1964（昭和39）年には第1次改訂として告示化され、法的に位置づけられることとなった。この改訂では、「幼稚園教育の独自性」が明確に示され、同時に幼稚園の「領域」と小学校の「教科」という

それぞれの教育活動の区別が明らかにされた。1989（平成元）年の第2次改訂では、25年ぶりの改訂となり、子どもを取り巻く環境の変化をふまえ、大量生産的な教育観から脱却し、一人ひとりの個性や可能性を重視する教育が示された。そして、幼稚園教育の基本を「環境を通して教育を行う」ものと位置づけ、今日においても適用されているところである。1998（平成10）年に第3次改訂では、従来の幼稚園教育要領の趣旨を継承しつつ、さらなる改善を加えた内容となった。

2006（平成18）年の教育基本法の改正、翌年の2007（平成19）年の学校教育法が改正され、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることが示された。これに伴い2008（平成20）年の第4次改訂では、「知識基盤社会」のなかで「生きる力」を育むという理念を基に、「発達と学びの連続性」、「子どもや社会の変化への対応」、「子育て支援と預かり保育」の充実を目的とした。そして2017（平成29）年、幼稚園教育要領が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を示すなど、幼児教育の新たな展開が提案された。

以上の幼児教育の変遷をふまえ、本論文では、幼児教育の原点となる『保育要領』と今次改訂された『幼稚園教育要領』における幼稚園教育と小学校教育の関連性に着目した。その要点として、小学校教育に関する記述を検討し、小学校教育に対するアプローチやその主旨、傾向などについて考察した。

1. 『保育要領—幼児教育の手引き』の主旨

1945年に終戦を迎え、1947年学校教育法の制定により、幼稚園は就学前教育のための学校として新たに出発した。同時に、倉橋惣三を委員長として「幼児教育内容調査委員会」を設置し、幼稚園に限らず、保育所や家庭も含めすべての保育の場における指導指針の作成を行った。そして1948年に『保育要領—幼児教育の手引き』が試案として刊行された。その目次は下記のように示された。

目次

- 一 まえがき
 - 二 幼児期の発達特質
 - 三 幼児の生活指導
 - 1 身体の発達
 - 2 知的発達
 - 3 情緒的発達
 - 4 社会的発達
 - 四 幼児の生活環境
 - 1 運動場
 - 2 建物
 - 3 遊具
 - 五 幼児の一日の生活
 - 1 幼稚園の一日
 - 2 保育所の一日
 - 3 家庭の一日
 - 六 幼児の保育内容 —楽しい幼児の経験—
 - 1 見学
 - 2 リズム
 - 3 休息
 - 4 自由遊び
 - 5 音楽
 - 6 お話
 - 7 絵画
 - 8 制作
 - 9 自然観察
 - 10 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居
 - 11 健康保育
 - 12 年中行事
 - 七 家庭と幼稚園
 - 1 父母と先生の会
 - 2 父母の教育
 - 3 父母教育の指針
 - 4 小学校との連絡
- 参考図
- 第1図 木製トラック
 - 第2図 (イ) 工作台・(ロ) 画架
 - 第3図 机・いす
 - 第4図 ロッカー

- 第 5 図 たな・ついで・帽子掛
- 第 6 図 寝台
- 第 7 図 手びき車
- 第 8 図 木馬
- 第 9 図 ぶらんこ
- 第 10 図 はしご・だんだん
- 第 11 図 遊具組み合わせ図
- 第 12 図 幼稚園設計図例 A
- 第 13 図 幼稚園設計図例 B
- 第 14 図 幼稚園及び保育所
- 第 15 図 幼稚園・小学校及び保育学園

まず『保育要領—幼児教育の手引き—』について概説する。「一 まえがき」において、新しい日本を建設するうえで、これまでの幼児教育の理念、方法、保育内容などを見直し、学理と経験に基づいた保育を普及し、幼児の健全な育成を目的とした。そのうえで、「成人や年長の子供にとっては適当な教育法であっても、それをそのまま幼児にあてはめることはできない場合が多い。幼児のためには、その特質によくあった適切な教育計画がたてられ、適当な方法をもって注意深く実行されることが必要である¹⁾」と指摘し、幼児教育の独自性を述べた。

そして学校の一つとして位置づけられたことをふまえ、「小学校入学前の幼児期に対する教育の機関が必要なことを世人が理解し、それへの関心が高まったことを意味するものであるが、ほんとうの普及発達は、これからの問題であり、われわれがそれぞれの立場で努力していかねなければならない問題²⁾」と指摘した。これらをふまえると、まず幼児期の教育、保育の必要性を得ることを目的とし、保育を一般化する、幼稚園、保育所の市民権を得るということが重視された。

内容については、目次にもあるように、「生活」という言葉を多用し、「三 幼児の生活指導」、「四 幼児の生活環境」、「五 幼児の一日の生活」が示された。それぞれ幼児の生活を中心とした保育が掲げられた中で、「楽しい幼児の経験³⁾」としての保育活動が述べられた。その中で、「見学」、「リズム」、「休

息」、「自由遊び」、「音楽」、「お話」、「絵画」、「制作」、「自然観察」、「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」、「健康保育」、「年中行事」という 12 項目が示された。「まえがき」においても「教育基本法に掲げてある教育の理想や、学校教育法に示してある幼稚園の目的や、その教育の目標や、教育の一般目標など、こうした社会の要求をはっきりわきまえ、その実現につとめなければならないと同時に、この目標に向かっていく場合、あくまでも、その出発点となるのは子供の興味や要求であり、その通路となるのは子供の現実の生活であることを忘れてはならない⁴⁾」とあるように、子どもの生活を中心に据え、そして経験や体験に基づく保育を提唱したのであった。

「七 家庭と幼稚園」では、「1 父母と先生の会」、「2 父母の教育」、「3 父母教育の指針」、「4 小学校との連絡」が示された。家庭との関りを中心に父母教育など子育ての在り方や方法、また地域を一体とした教育の可能性を示唆した。そして特筆すべきは、「4 小学校との連絡」である。その内容は以下の通りである。

保育所や幼稚園の幼児たちは、その教育の効果をもって小学校に入学する。したがって小学校とあらかじめよく連絡をとることも、また欠くことのできないことである。特に低学年の先生と密接な連絡をとることが必要である。連絡の事項、有効な連絡法をここに述べる余裕はないので、就学前の教育と、就学後の教育とは、ともに一貫した目的と方法とを持たなければならないことを書き添えるにとどめておく⁵⁾

『保育要領』では幼稚園と小学校の接続、連携ということではなく、「連絡」という言葉が使用され、幼稚園と小学校が一貫した目的と方法をもつことが強調された。一貫した目的と方法の基に行われる「連絡」であるが、倉橋総三は『幼稚園雑草』のなかで、「幼稚園と小学校との連絡」について、次のように述べた。

小学校と幼稚園との関係ということについていろいろの問題がある。しかも、それが今日必ずしも理想的に滑らかに行っていない問題ではありますが、それについて事実上の解決を考える前に、まず気のつくことは、従来我国で行われていたような小学校と幼稚園の実情におきましては、これを材料として幼稚園と小学校との関係を考えて行くということは余程困難であります。従って小学校の方からは幼稚園を責めるというようなことになりやすいのであります。その結果として、幼稚園の方の人々は幼稚園の教育は小学校の教育に対して、直接の準備をしているものではないというようなことをいってみたりするのです。…幼稚園教育は人間生活の基本的の教育をしているだけのことであって、小学校の予備機関として小学校の準備教育をしているものでないというのです。その意味は、我々の幼稚園は今日あるがままの小学校教育法にはいるのに都合のよいように、あつらえ向きに、注文に応じて仕度している所ではないのであるという意味なのです。…幼稚園の時期から小学校の時期に繋がって行くということは当然のことであり、また幼稚園を出た子供はことごとく小学校にはいるということも、明瞭な事実でありますから、幼稚園の教育は小学校の教育に無関係、無頓着だということは、はなはだ奇妙なことになるのです。やはりあらゆる意味において幼稚園というものは小学校教育の基礎となり準備となるということはきわめて当然なことあります。…幼稚園と小学校は教育的に決して離れているものではないのでありますから、今よりもっと結びつける工夫もされていいと思うのであります。⁶

こうした倉橋の提言をふまえると、倉橋の時代の幼児教育と『保育要領』の時代の幼児教育では、背景や趣旨などがことなるものの、幼稚園と小学校の

関わりについては「連絡」という言葉で一致していた。そして、幼小共に一貫した目的と方法を共有するということから、現代の連携や接続と比較しても消極的なニュアンスでありつつも、その意義を読み取ることができる。

2. 2017（平成 29）年改訂幼稚園教育要領

『保育要領』として、保育の基本が示されてから約 70 年経過し、小学校との関わり、連絡、接続はどのように展開されたであろうか。まず 2017（平成 29）年に改訂された幼稚園教育要領の目次は次の通りである。

目次

前文

第 1 章 総則

第 1 幼稚園教育の基本

第 2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第 3 教育課程の役割と編成等

第 4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

第 5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

第 6 幼稚園運営上の留意事項

第 7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動

第 2 章 ねらい及び内容

健康

人間関係

環境

言葉

表現

第 3 章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

今次改訂において「幼児教育の基本」では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとし、環

境を通して行うことが継続して示された。同時に、「幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする⁷⁾」と示した。ここで注目すべきは、幼児期の教育における見方・考え方という文言である。無藤は「見方・考え方という言い方は幼稚園教育要領では初めてだと思いますが、その中身は従来の幼稚園教育の基本を整理したものです⁸⁾」と示した。環境を通して教育するということが幼児教育の基本であるが、例えば小学校と対比すると、小学校教育では教科書を中心に、用意された資料、ノート、鉛筆といった固定化された教材を用いて活動が行われる。これに対して幼児教育は、園の環境にあるものすべてが教材となり、「その園に起こっている、あるいはそこにあるあらゆるものを教材にしよう⁹⁾」となるため、子どもが主体的に関わり、工夫し、考えることのプロセスを重視することが「考え方」となるのである。¹⁰⁾

そして幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として次のように示された。

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」¹¹⁾

この「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表

現力の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を3つの柱に据えて、これに応じた幼児教育の検討ということが示された。また子どもの幼稚園での育ちを3つの資質・能力をベースとして整理することが提案された。さらに3つの資質・能力を小学校教育やまたそれ以降の教育へのつながりを見通して「幼児の終わりまでに育ってほしい姿」、いわゆる「10の姿」を以下のように提案した。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる

中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜び

を味わい、意欲をもつようになる。¹²

上記の3つの資質・能力をさらに整理するため、より具体的に10の項目として現された。この「10の姿」は、「第3 教育課程の役割と編成等」において「5 小学校教育との接続に当たっての留意事項」のなかでも「(1)幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。(2)幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする¹³」と示された。また単体として認識するものではなく各領域に示されるねらいと相互に関連させつつ、具体的な内容を組織するものであり、幼児教育の到達目標ではなく、幼稚園、小学校で「共有」するものとして捉えることが強調された。加えて小学校教育を幼稚園等のようにすることを意味しているわけでもなく、幼稚園等で小学校の授業の方法や内容を前倒しして始めるということの意味でもない。あくまで幼児教育において芽生えたものを生かして小学校教育の中で伸ばしていく在り方を示したのである。¹⁴そして、幼児教育で培った「10の姿」を、小学校教育以降で学ぶことと関連し発達と学びの連続性を確保するもの、適切な援助を行うための指導計画の核となるもの、幼稚園と小学校の意見交換や事例の素材となるものとして大いに期待される場所である。

加えて「10の姿」は、小学校学習指導要領の第1章総則第二において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して生まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること」と示された。これをふまえ生活科な

ど各教科の学習活動に展開され、合科的指導の工夫や指導計画の作成に寄与するものである。「10の姿」は幼稚園の中での子どもの発達を見越したのではなく、小学校学習指導要領にも反映されている。このように幼小の指導要領間での関連というものを、大きな意義を持っているのである。

おわりに

本論文では、幼児教育の原点となる『保育要領』と今次改訂された『幼稚園教育要領』における幼稚園教育と小学校教育の関連性に着目した。その要点として、小学校教育に関する記述を検討し、小学校教育に対するアプローチやその主旨、また傾向などについて考察した。

『保育要領』においても、幼稚園と小学校の連絡という言葉が使用され、そのことが現代の接続や連携として発展している。そして「就学前の教育と、就学後の教育とは、ともに一貫した目的と方法とを持たなければならない」と示されていたように、幼稚園と小学校での子どもの理解、教育観、などを区別して捉えるのではなく一貫すること既に強調されていた。しかしながら、連絡という形式的な取扱いにし過ぎなかったことなどから、倉橋の示す「当然のこと」としての接続が機能していなかった。それが今次改訂では、「10の姿」を共通の言語として共有することで、幼小の接続の充実が提案された。小学校学習指導要領にも反映されていることから、これを「一貫した目的」として読み解くことはできないだろうか。無論「10の姿」の理解については、到達目標としての認識、5歳児のみに特化した事項との危惧も予想されるが、それが実践レベルでどのように反映されるか、また「10の姿」が示されたことによる、幼稚園と小学校のそれぞれの意識変化

などについて今後の課題とする。

(注)

- 1 文部省（1948）『保育要領—幼児教育の手引き—』文部省 1頁 ※以降、旧字体は新字体へと改めた
- 2 同上 2頁
- 3 前掲 文部省（1948） 52頁
- 4 同上 3頁
- 5 同上 92頁
- 6 倉橋惣三（1926）「幼稚園雑草」『倉橋総三選集第二巻』1965 フレーベル館 360-361頁
※なお傍線部は筆者による
- 7 平成29年告示『幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（原本）』2017年 チャイルド本社 7頁
- 8 無藤隆（2017）「育成を目指す資質・能力と新学習指導要領への期待」『初等教育資料 4月号』東洋館出版 44頁
- 9 同上 44頁
- 10 同上 44頁
- 11 前掲 平成29年告示『幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（原本）』7頁
- 12 同上 8-9頁
- 13 同上 10頁 ※傍線部は筆者による
- 14 無藤隆（2017）「幼児教育と小学校教育の接続の展望」『初等教育資料 6月号』東洋館出版 44頁

（いまい やすはる）東京未来大学